

## 消防計画

平成 年 月 日

### 第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ\_\_\_\_\_部分に勤務し、出入りするすべての者が守らなければならない。

### 第2 自衛消防組織の編成及び任務等

自衛消防隊長 \_\_\_\_\_

	火災発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡担当 _____ _____	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	<input type="radio"/> 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 _____ _____	(1) 水バケツ、消火器等を使用し初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。	<input type="radio"/> 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導担当 _____ _____	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	<input type="radio"/> 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置つく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。

### 第3 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表1、別表2に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表1			
別表2			

## **第4 従業員等の守るべき事項**

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難障害となる物を設置又は存置しないこと。
- (2) 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (4) タバコの吸い殻を回収する際は、水に浸す等により出火を防止する。

## **第5 放火防止対策**

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 倉庫、書庫等は施錠する。
- (3) 終業時には、必ず施錠する。

## **第6 防火対象物及び消防用設備等の点検**

- (1) 点検結果は、防火管理者が管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し整備する。
- (2) 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊して、整備し保存する。
- (3) 点検時以外で、不備を発見した場合は、予算措置し改修する。

設 備 名		点検 時期	
点検実施者			

## **第7 地震対策**

- (1) 防火管理者は、地震時の災害を防止するための自主検査を別表1及び別表2で定め実施する。
- (2) 地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (3) 地震が発生した場合は、次の安全措置を行うものとする。
  - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
  - イ 火気設備器具の直近にいる\_\_\_\_\_は、電源及び燃料の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
  - ウ 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため建物、火気設備器具等について点検、検査を実施し、異常が認められた場合は、応急処置を行う。
- (4) 地震時の活動は、前記自衛消防組織による活動を原則とする。
  - ア 自衛消防隊長は、建物内外の状況を把握し必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底させ、混乱を防止するために在館者に適切な指示を行うこと。
  - イ 避難にあたっては、身の安全を確保した後\_\_\_\_\_へ避難させる。
  - ウ 在館者等を広域避難場所\_\_\_\_\_へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

(警戒宣言が発せられた場合における対応措置)

- (1) 防火管理者は、警戒宣言が発せられた旨の内容を事業所内の者に伝達する。
- (2) 防火管理者は、火気使用禁止及び施設、設備の点検を実施し、被害の発生防止措置等を実施する。

## 第8 工事における安全対策

- (1) 防火管理者は、模様替え等の工事を行う場合、工事人に対して工事計画書を事前に提出させ、必要な指示を行うこと。
- (2) 防火管理者は、工事に立ち会うこと。
- (3) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (4) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

## 第9 消防機関への連絡、報告

- (1) 防火管理者の選任（解任）の届出
- (2) 消防計画の変更の届出
- (3) 防火対象物及び消防用設備等の点検結果を消防署長に報告
- (4) 改装工事時の「工事中の消防計画」
- (5) 消火、避難訓練を実施する際の通報

## 第10 共同防火管理に係る事項（有・無）

- (1) 管理権原者は、建物全体の防火管理を協議する「\_\_\_\_\_」に参加する。
- (2) 「\_\_\_\_\_」の定例会は、\_\_\_\_月と\_\_\_\_月の年2回開催する。
- (3) 防火管理者は、建物全体及び本消防計画の範囲に係る防火管理に関する統括防火管理者の指示に従うものとする。
- (4) 本消防計画は、建物全体の消防計画の内容に適合するように作成又は変更する。
- (5) 防火管理者は、防火管理者を選解任したとき及び消防計画を作成、変更したときは遅滞なく統括防火管理者に報告するものとする。

## 第11 防火管理業務の一部委託（有・無）

防火管理に関する業務の一部を次のように委託する。

委託業者名	委託業務内容	業者連絡先

## 第12 防災教育

- (1) 従業員・新入社員等に別紙1、2の「防災の手引き」を活用し、教育を行う。

対象者	実施者、内容等	実施時期
従業員	防火管理者が、「防災の手引き」を活用して実施する。	
新入社員 パート	防火管理者等が、「防災の手引き」を活用して、採用時又は必要の都度、防災教育を行う。	

## 第13 訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消防・通報・避難誘導を連携して行う訓練	
部分訓練	消防・通報・避難誘導を個別に行う訓練	

## 第14 避難経路図の掲出

避難経路図を添付

別表1

## 自主検査票（日常）\_\_\_\_\_月

検査実施者\_\_\_\_\_

日	曜 日	検査項目					
		ガス器具のホースの老化・損傷	電気器具の配線老化・損傷	火気設備器具の設置・使用状況	吸殻に処理状況	倉庫等の施錠の確認	終業時の火気の確認
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場

合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理 者確認	
-------------	--

別表2

## 自主検査票（定期）

実施項目及び確認箇所		確認結果		
建 物 構 造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	(2) 天井 仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。			
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。			
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			
避 難 施 設	(1) 避難通路 ①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。			
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていらないか。			
	(3) 避難階の避難口 ①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。			
火 気 設 備 器 具	(1) ガスコンロ、湯沸器 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。 ② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。 ③ ガス配管は亀裂、老化、損傷していないか。 ④ 油脂分を発生する器具の天蓋及びグリスフィルターは清掃されているか。 ⑤ 排気ダクトの排気能力は適正か。また、ダクトは清掃されているか。 ⑥ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			
	(2) 石油ストーブ ① 火気周囲は整理整頓されているか。			
電 気 設 備	(1) 電気器具 ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。 ③ 變電設備に異音、過熱はないか。			
その他				
検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
_____	年 月 日	_____	年 月 日	
_____	年 月 日	_____	年 月 日	

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

## 別紙1

## 防災の手引き（新入社員用）

### [消防計画について]

\_\_\_\_\_の消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

### [消火器について]

1 消火器の設置場所を覚えてください。

自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。

2 消火器の使い方を覚えてください。

使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

### [火気設備器具について]

1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。

2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。

3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。

4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。

5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

### [喫煙について]

1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。

2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。

3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

### [危険物の取扱いについて]

1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。

2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

### [避難施設の維持管理について]

1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。

2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

### [放火防止対策について]

1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。

2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。

3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

### [火災時の対応]

1 通報連絡

119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）

防火管理者に連絡します。

2 消火活動

消火器を使って、消火活動を行います。

3 避難誘導

避難口（出入口）を開放し、避難口までお客様を誘導します。

### [地震時の対応]

1 身の安全を図ってください。

蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。

2 火の始末を行ってください。

揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

### [その他]

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 別紙2

## 防災の手引き（従業員用）

### [消防計画について]

当事業所の消防計画を再確認してください。

#### 消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者 ( \_\_\_\_\_ )
- 2 初期消火担当者 ( \_\_\_\_\_ )
- 3 避難誘導担当者 ( \_\_\_\_\_ )
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。 ( \_\_\_\_\_ )
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。 ( \_\_\_\_\_ )

### [火気設備器具について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

### [喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

### [危険物の取扱いについて]

- 1 危険物（シンナー、ベンジン等）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

### [避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

### [放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持つて行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

### [火災時の対応]

- 1 通報連絡  
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）  
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。

- 2 消火活動  
消火器を使って、消火活動を行います。

- 3 避難誘導  
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客様を誘導します。

### [地震時の対応]

- 1 まず身の安全を図ってください。  
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。  
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

### [その他]

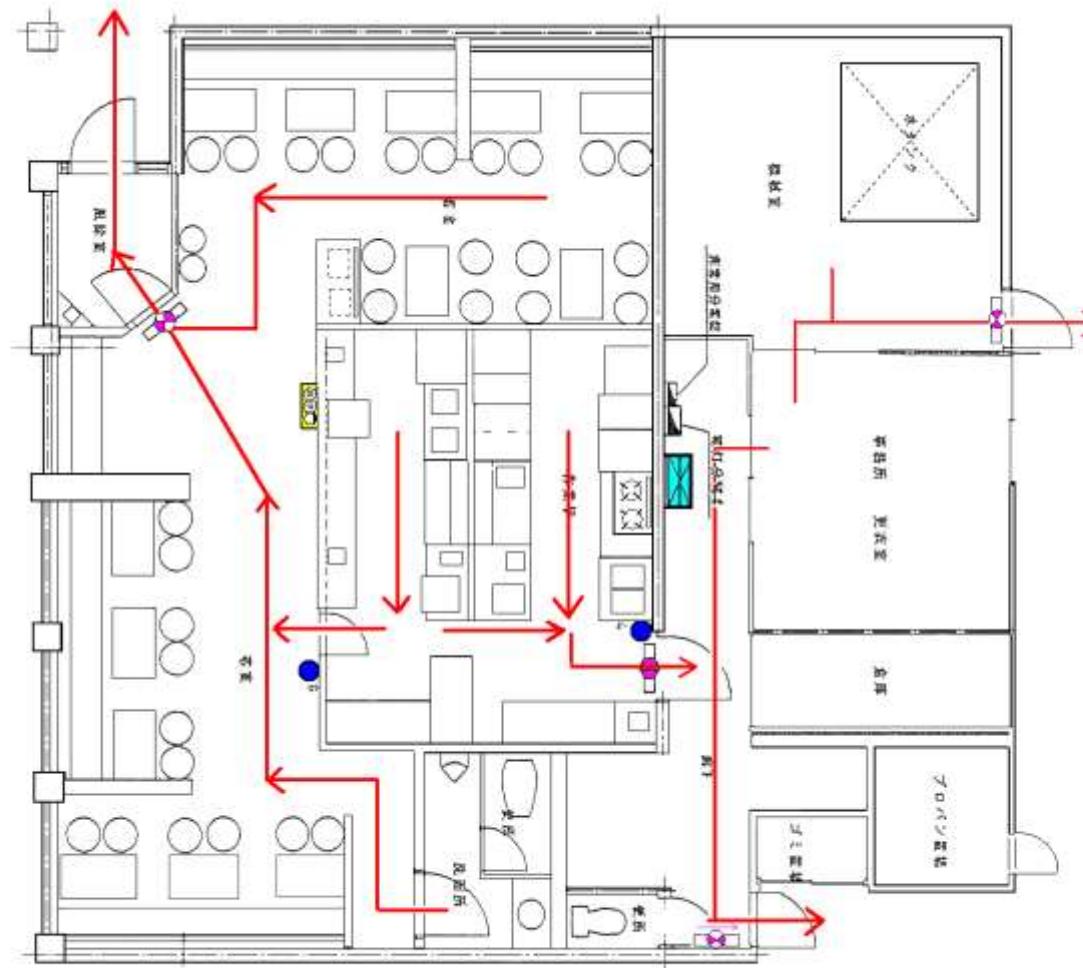
---

---

---

---

---



消火器 ● (4,6)

自火報受信機 ■

誘導灯 □



確認申請図書  
(平面図または  
消防設備図面)  
を利用して作成  
して下さい。  
上記書類等の  
ない場合は、簡  
単に間取り等を  
平面図に作成し  
て避難経路等を